

高知市教育委員会の共催及び後援に関する取扱要領第5条第2項第1号に規定する政党、宗教等の利害に関するものの判断における基準

(趣旨)

第1条 この基準は、高知市教育委員会の共催及び後援に関する取扱要領（昭和62年4月1日制定。以下「要領」という。）第5条第2項第1号に規定する政党、宗教等の利害に関するものの判断における基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、要領において使用する用語の例によるものとする。

(政治、宗教等の利害に関するものの判断基準)

第3条 政治、宗教等の利害に関するものの判断基準は、共催等の申請に係る事業（以下「事業」という。）に次の各号に掲げる事項のいずれかが含まれている場合とする。

- (1) 事業の実施に際し、特定の政党若しくは政治団体又は宗教団体（以下「特定政党等」という。）の活動を利する、又は損ねることを目的として特定政党等の名称、象徴その他特定政党等を表すものを付した物品等を使用し、配布し、又は販売等すると認められるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、事業の実施内容に特定政党等の活動を利する、又は損ねることとなるものが含まれると認められるもの

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。